

# 広報せいろう号外

令和3年8月27日 発行

## 町独自のコロナ支援策始まります！

### ○子育て・生活応援事業補助金～「ハッピーチケット」・「ざぶーン利用券」～

町民生活の支援を行うため町民の皆様が幅広く使えるよう生活支援関連の加盟店(全業種)で使える利用券を配布します。また、コロナ禍において、子育て世帯への影響を緩和するため、子育て世帯には加算して利用券を配布します。

また、昨年度に引き続き、温泉に入りリフレッシュしていただくため、全世帯にざぶーン館の利用券を併せて配布します。

一人ひとりが感染拡大の防止に努めながらご利用ください。引き続き皆様のご理解とご協力をお願いします。なお、利用券の配布は9月下旬の予定です。

#### 【対象要件】

ハッピーチケット	令和3年9月1日現在聖籠町に住民登録のある方
子育て加算	平成15年4月2日から令和3年9月1日までに生まれた子、かつ令和3年9月1日時点で聖籠町に住民登録のある子
ざぶーン利用券	令和3年9月1日現在聖籠町に住民登録のある世帯

※ ただし、上記の利用券は9月2日以降令和4年2月28日までに住民登録を行い、その際に申請手続きをされた方にもお渡しします。

#### 【配布枚数】

ハッピーチケット	1人あたり	3,000円分(500円券×6枚)
子育て加算	1人あたり	10,000円分(500円×20枚)
ざぶーン利用券	1世帯	1,800円分(300円×6枚)

【利用期間】令和3年10月1日～令和4年2月28日まで

#### 【加盟店の募集】

加盟店の登録は聖籠町商工会で行っています。

聖籠町商工会へのお問い合わせは、TEL 27-2078 まで

#### 【お問い合わせ】

ハッピーチケット・子育て加算 産業観光課 地域振興係 TEL 27-2111(内線122)

ざぶーン利用券 保健福祉課(町保健福祉センター内)健康推進係 TEL 27-6511

## ○飲食・宿泊・旅客業応援事業助成金

コロナ禍で大きな打撃を受けている飲食業、宿泊業、旅客業を営んでいる町内の事業所について、コロナ禍の影響による廃業を防ぎ、コロナ収束後の町の活性化につなげるため、苦境にある事業所を対象に現金給付で支援します。

### 【助成金】

1 事業者あたり 30 万円

※ただし、雇用を伴わず事業主のみで営んでいる場合は 15 万円

### 【対象者】

飲食業(アルコール提供店等を含む)、タクシー(個人タクシー含む)、代行、バス、宿泊業のうち、令和3年3月1日～6月30日までの間のいずれかの月の売り上げが令和元年の同月と比較して20%以上減収している町内事業所

【申請期間】令和3年10月1日(金)～令和3年12月20日(月)まで

【申請方法】詳細は後日、広報・ホームページでお知らせします。

## ○新潟県の飲食関連事業者及び飲食店・宿泊事業者に対する支援の上乗せ支援

現在、新潟県では「飲食関連事業者等に対する事業継続支援金」、「感染症対策認証店舗設備導入支援事業」、「新潟県宿泊事業者感染防止対策支援事業補助金」の申請受付を行っております。(詳細は新潟県のホームページをご覧ください。)

上記の申請を新潟県に行い、認定を受けた町内事業者の方を対象に町では上乗せ支援を行います。支援内容は下記のとおりです。

対象事業	①飲食関連事業者等に対する事業継続支援金 ②感染症対策認証店舗設備導入支援事業 ③新潟県宿泊事業者感染防止対策支援事業補助金
対象者	上記事業の認定を新潟県から受けた町内事業者
町支援金	一律 20 万円
申請期間	① ② 令和3年10月1日(金)～令和3年12月20日(月)まで ③ 令和3年10月1日(金)～令和4年2月28日(月)まで
申請方法	詳細は後日、広報・HPでお知らせします。

## 「暮らし応援事業補助金」の募集は9月末で終了します。

町では、住宅リフォームによる居住環境の向上や、人口増加策としての総合施策、町内住宅関連事業者の振興と地域経済活性化を図ることを目的として、「暮らし応援事業補助金」の募集を行ってきましたが、令和3年9月30日(木)をもって今年度の募集を終了します。(9月30日以前に予算に達した場合は、その時点で終了します。)



## 「聖籠町サーフィン大会」中止のお知らせ

聖籠海岸で開催を予定していました「サーフィン大会」は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止したい旨実行委員会から報告を受け、中止することとしました。

お問い合わせ 産業観光課 地域振興係 TEL 27-2111(内線 122)

# 引き続き感染症予防に努めてください

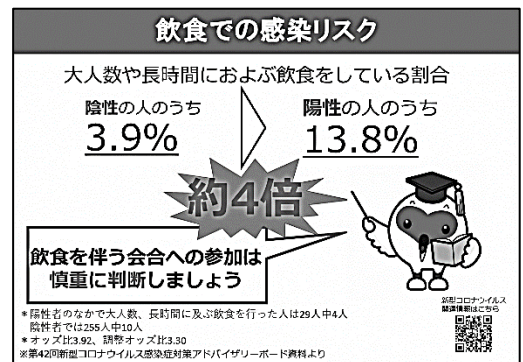
聖籠町でも、新型コロナウイルス感染者が増えています。  
子どもの感染も増えています。

大切な人、大切な家族を守るため、  
**マスクの着用、手指の消毒、三密(密接・密集・密閉)対策**など、基本的な感染予防に努めてください。

また、ワクチン接種後の感染も発生しています。  
**緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が適用されている都道府県との往来は極力控える**とともに、  
**会合や飲食には細心の注意**をお願いします。

**人権への配慮**にもご理解をお願いします。  
感染のリスクは、誰にでもあります。誰もが安心して治療を受け、社会に戻ることができるよう、新型コロナウイルス感染症を理由とした不当な差別、偏見、いじめなどは絶対に行わないでください。

引き続き感染予防対策へのご理解とご協力をお願いします。



## 直近の感染状況からの注意点

- 直近の事例から感染拡大の場面をピックアップ。

### 県外往来+飲み会=要注意！！

- ✓ **県外の方**など、**普段顔を合わせない方との飲み会後に感染が広がった事例**が見られます。
  - ① 本県に**帰省・来県される方**は、**帰省前も飲み会を1週間は控える**などして、帰省・来県前に準備するようお願いします。
  - ② **県外の方**など、**普段顔を合わせない方との飲み会**は**極力控えて**ください。**飲み会を行った場合**も、その後**数日間は注意深く健康観察**し、**異変を感じたら受診・検査を徹底**するなど、**感染の可能性を考えた行動**をお願いします。

### 子どもの発熱時に受診・検査の徹底を

- ✓ **変異ウイルス**により**18歳以下の方でも発熱する事例**が増えています。
- ✓ **子どもが発熱した時には、受診・検査の徹底**をお願いします。